

令和7年9月19日

五所川原市教育委員会

令和7年 第10回定例会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目

次

- 1 議案第 25 号 五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の P 1
一部を改正する規則の制定について

議案第 25 号

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 14 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

松島小学校の通学区域の一部を見直し、令和 8 年 4 月より中央小学校及び栄小学校の通学区域へ変更するため。

2 改正概要

- （1）松島小学校の通学区域のうち「唐笠柳字藤巻の一部」を中央小学校の通学区域とする。（旧五所川原商業高等学校跡地及び周辺）
- （2）松島小学校の通学区域のうち「唐笠柳字村崎の一部」「唐笠柳字藤巻の一部」を栄小学校の通学区域とする。（つがる克雪ドーム周辺及び隣接地区）
- （3）松島小学校の通学区域のうち「唐笠柳」を「唐笠柳字皆瀬」「唐笠柳字村崎の一部」「唐笠柳字藤巻の一部」とする。
- （4）上記通学区域の変更は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
別表（第 2 条関係） 1 五所川原市立小学校通学区域 <table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>中央小学校</td><td>松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部、<u>唐笠柳字藤巻の一部</u></td></tr> <tr> <td>栄小学校</td><td>稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、<u>湊、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>松島小学校</td><td>漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、<u>唐笠柳字皆瀬、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u>、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 2 五所川原市立中学校通学区域 表 略	学校名	通学区域	略		中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部、 <u>唐笠柳字藤巻の一部</u>	栄小学校	稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、 <u>湊、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u>	略		松島小学校	漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、 <u>唐笠柳字皆瀬、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u> 、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎	略		別表（第 2 条関係） 1 五所川原市立小学校通学区域 <table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>中央小学校</td><td>松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部</td></tr> <tr> <td>栄小学校</td><td>稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、湊</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>松島小学校</td><td>漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、<u>唐笠柳</u>、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 2 五所川原市立中学校通学区域 表 略	学校名	通学区域	略		中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部	栄小学校	稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、湊	略		松島小学校	漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、 <u>唐笠柳</u> 、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎	略	
学校名	通学区域																												
略																													
中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部、 <u>唐笠柳字藤巻の一部</u>																												
栄小学校	稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、 <u>湊、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u>																												
略																													
松島小学校	漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、 <u>唐笠柳字皆瀬、唐笠柳字村崎の一部、唐笠柳字藤巻の一部</u> 、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎																												
略																													
学校名	通学区域																												
略																													
中央小学校	松島町、一ツ谷、烏森の一部、石岡字藤巻、漆川字浅井、漆川字清水流、漆川字袖掛、漆川字鍋掛の一部、吹畑字藤巻の一部																												
栄小学校	稲実字米崎、稲実字開野、稲実字稲葉の一部、広田字柳沼、広田字藤浦、姥菰、みどり町、中央五丁目、中央六丁目、湊																												
略																													
松島小学校	漆川字玉椿、吹畑字皆瀬、吹畑字藤巻の一部、金山、 <u>唐笠柳</u> 、水野尾、米田、一野坪字朝日田崎、一野坪字坪実の一部、一野坪字朝日田の一部、一野坪字狐崎																												
略																													

※下線部分は改正部分

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 3 月 31 日（以下「基準日」という。）において松島小学校に在籍し、この規則による改正後の別表の規定により中央小学校又は栄小学校の通学区域とされた当該通学区域に住所のある児童について、当該児童の保護者が施行日以後も松島小学校へ通学を希望する場合は、当該児童が松島小学校を卒業するまでの間、当該児童に係る指定の小学校は、松島小学校とする。
- 3 基準日において五所川原第一中学校に在籍し、この規則による改正後の別表の規定により五所川原第三中学校の通学区域とされた当該通学区域に住所のある生徒について、当該生徒の保護者が施行日以後も五所川原第一中学校へ通学を希望する場合は、当該生徒が五所川原第一中学校を卒業するまでの間、当該生徒に係る指定の中学校は、五所川原第一中学校とする。
- 4 基準日以前に児童生徒が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条の規定により許可された小中学校（以下「指定変更後の小中学校」という。）に通学している場合において、同条の規定により変更を許可される前の指定した小中学校（以下「指定変更前の小中学校」という。）がこの規則により変更となった場合は、指定変更前の小中学校から指定変更後の小中学校に変更の申立てを受け、指定校変更をしたものとみなす。